病院情報システム調達支援コンサルティング業務委託 基本仕様書

本仕様書は、市立豊中病院(以下「発注者」という)の病院情報システム調達支援コンサルティング業務委託に関する要求事項、業務内容、その他必要事項を明示したものである。本業務の受託業者(以下「受注者」という)は、仕様書に基づき、業務を適切に遂行するものとする。

1. 件名

病院情報システム調達支援コンサルティング業務委託

2. 作業場所

豊中市柴原町4丁目14番1号

3. 業務期間

契約締結日から令和6年(2024年)10月31日まで

4. 業務内容

病院情報システムの再構築を進めるにあたり、調達仕様書・提案依頼書及び選定基準書の作成など、システム構築事業者の選定に係るコンサルティング業務を行うこと。

4-1. 調達仕様書作成

- (1) 各システムベンダーが提示するシステム標準仕様書をベースに、発注者が取りまとめた実務担当者が要望する機能を加えて、調達仕様書(素案)を作成すること。
- (2) 調達仕様書(素案)を各システムベンダーに意見招請(RFC)を行い、各システムベンダーの意見を取りまとめること。
- (3) 各システムベンダーが提案を行うのが困難な要望機能等について、発注者及び 各システムベンダー間の調整を行い、両者が要件を妥結するための支援を行う こと。
- (4) 各システムベンダーが提案可能な形で必須要件をまとめ、調達仕様書(最終案) を作成すること。

4-2. 価格調整

- (1) 発注者の指定する調達項目の各費用を洗い出し、意見招請(RFC)による各システムベンダーの費用比較ができるよう費用対比表を作成すること。
- (2) 費用対比表を踏まえて調達項目毎の費用の妥当性を評価し、各システムベンダーとの費用確認等の調整を行うこと。

4-3. システム構築事業者の選定支援

- (1) 発注者が希望する調達要件等をヒアリングし、価格・実績・機能等を総合的に 評価するシステム構築事業者選定方針を策定するとともに、発注者が最も優れ た契約事業者を選定するための選定基準書を作成すること。
- (2) 類似案件の実例等を踏まえ、選定に係るスケジュールを提案すること。
- (3) システム構築事業者の選定に係る発注者のスケジュール調整、及び選定会議の 案内資料の作成等の調整業務を行うこと。
- (4) 発注者が設定する委員会において、システム構築事業者選定方針及び選定基準 書の根拠等を各委員に説明すること。
- (5) 公募後、提案のあった事業者からの質問について回答案を作成すること。
- (6) 提案のあった事業者からの提案内容や回答書を確認し、選定基準書に基づいて 評価案を作成すること。また、発注者に評価の根拠を説明すること。

4-4. 本業務に関する調整等の全般

- (1) 受注者は特定の事業者に偏ることなく、中立的な立場で評価等を行うこと。
- (2) 受注者は本業務を実施するにあたり、プロジェクト計画書及び体制表を作成し、 発注者の承認を得ること。
- (3) 受注者はプロジェクト計画書に基づき進捗管理を行うとともに、原則として、 週1回の報告会を実施すること。また、進捗に1週間以上の遅れが生じた場合 は書面等により報告を行うこととし、対応等について発注者と協議すること。 なお、緊急を要する報告に関しては、必要に応じて実施すること。
- (4) 本業務に関する提出資料等については、受注者内で適正なレビューを実施する とともに、発注者によるレビュー及び指摘事項の反映を加味すること。
- (5) 各会議にて必要となる資料を作成すること。(受託業務に関する検討資料、計画 書等の概要版等)また、各種報告会や会議等の議事録を作成すること。
- (6) 発注者の指示により各会議に出席し、資料の説明及び質疑への対応を行うこと。
- (7) 他院での先進事例等、有益な情報を積極的に提供すること。
- (8) 業務を実施する主任担当者は、医療行政及び病院運営・医療情報マネジメント・ 地域医療・ICT・ネットワーク等に高度な情報収集能力・分析力を有する相当の 経験者を配置すること。
- (9) 業務期間中は主任担当者の変更は行わないこと。相当の理由があり、発注者が 承認した場合のみ変更を認めるものとし、代替担当者は前項を満たす者を配置 すること。

5. 納品

(1) 提出物及び成果物

成果物は下記に挙げるものとすることとし、紙媒体及び電子記録媒体で提出すること。 なお、成果物によっては、プロジェクト計画に基づき、事前に取り決められた成果物を フェーズごとに提出するものとする。

(ア) 工数・進捗管理業務

スケジュール表、各種作業実績報告書及び打ち合わせ等議事録

(イ) 調達仕様書作成支援業務

調達仕様書(素案)、意見招請(RFC)取りまとめ資料、調達仕様書(最終案)

(ウ) 価格調整業務

各システムベンダー費用対比表、価格調整報告資料

(エ) システム構築事業者の選定支援業務

システム構築事業者選定方針、選定基準書、選定業務スケジュール、質問回答案、選定評価案

(才) 会議等院内調整業務

各会議の説明資料、先進事例等の紹介資料

6. 法令遵守

受注者は、個人情報保護法その他の法令及び発注者の定める例規並びに豊中市情報 セキュリティポリシー(以下「法令等」という。)を遵守すること。

7. データの保護及び機密の保持

受注者は、発注者の事前の承認を得ることなく、データを院外に持ち出さないこと。 業務の遂行上、やむを得ずデータを院外に持ち出す必要が生じた場合は、書面により 発注者の承諾を得た上で、暗号化その他の万全なセキュリティ対策を実施すること。 万一セキュリティ事故等が発生した場合は、速やかに報告し、発注者の指示に従い、 原因の分析及び再発防止策を検討するとともに、再発防止策を実行すること。また、 持ち出したデータの複製及び移転を禁じるとともに、知り得た秘密を第三者に漏洩し ないこと。

8. 業務実施要領等

- (1) 受注者は、作業内容、方法及び時期について、事前に発注者と協議すること。
- (2) 本業務の協議は、発注者が指定する場所で行うこと。
- (3) 受注者は、協議内容について、その都度報告書を作成し、発注者の承認を得ること。

9. その他

(1) 受注者は、本委託業務の一部又は全部をグループ企業も含めた第三者に再委託してはならない。

- (2) 受注者は、病院情報システム再構築業務を受注することはできない。
- (3) 成果品及び作業工程における印刷物や書類等に対する一切の権利は、発注者に 帰属するものとする。
- (4) 受注者は、この契約に基づき得た成果を公表しようとするときは、あらかじめ 発注者の承認を得るものとする。
- (5) 発注者は、随時、受注者に対して、委託業務の状況等について書面又は口頭により報告を求めることができる。
- (6) 受注者が当院内に立ち入る場合は、当院内において名札等を着用し身分を明確にすること。
- (7) 本仕様書に定めがない事項については、発注者と受注者両者の協議により決定するものとする。

以上